

沖縄県立看護大学あり方検討委員会 設置要綱

(目的)

第1条 第7次沖縄県行財政改革プランに基づき、沖縄県立看護大学（以下「看護大学という。」）の自主的・自律的な大学運営体制を構築するために、看護大学のあり方を検討し、必要な助言を得るため、有識者による「沖縄県立看護大学あり方検討委員会」（以下、「検討会」とする。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項の検討を行い、学長に提言する。

- (1) 看護大学が果たしてきた役割と課題に関すること
 - (2) 大学を取り巻く環境の変化と看護大学の果たすべき役割に関すること
 - (3) 看護大学における望ましい運営体制に関すること
 - (4) 前号に掲げる事項を実現するために推進すべき方策
 - (5) その他、看護大学のあり方に関する必要な事項
- ※27年度は、(1)及び(2)を中心に検討する。

(構成・任期)

第3条 検討会は県保健医療政策課と協議の上、看護大学 学長から委嘱された有識者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の構成は9人以内とする。

(運営)

第4条 検討会は、委員長が招集し、議事進行を行う。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- 4 委員長は、自らが検討会に出席できない場合、委員の中から委員長代理を指名することとする。
- 5 検討会は、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては委員長の判断で非公開にできる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、看護大学が務める。

(その他)

第6条 上記の定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成28年3月14日から施行する

(別紙1)

沖縄県立看護大学あり方検討委員会委員

	氏名	職名	備考
1	森 正 夫	名古屋大学 愛知県立大学名誉教授 (沖縄県立看護大学外部評価委員長)	学識経験者
2	前 津 榮 健	沖縄国際大学 学長	
3	宮 里 善 博	宮里善博公認会計士事務所 (公認会計士)	経営・財務等精通者
4	大 城 純 市	弁護士(元 県包括外部監査委員)	法律専門関係者
5	仲 座 明 美	公益社団法人沖縄看護協会 会長(沖縄県立看護大学外部評価委員)	保健看護職関係者
6	東 朝 幸	那覇市 保健所長	地方自治体関係者
7	山 里 勝 己	公立学校法人 名桜大学 学長	大学教育関係者
8	石 垣 和 子	石川県立看護大学 学長 (学校法人) (沖縄県立看護大学外部評価委員)	看護大学 教育関係者
9	糸 数 公	保健医療部 保健衛生統括監	学外 県関係者